

津市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和元年8月27日

津市監査委員	大	西	直	彦
津市監査委員	駒	田	修	一
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	佐	藤	有	毅

別紙のとおり

第1 監査の対象部局等

1 地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく監査（以下「定期監査及び行政監査」という。）

本件監査の結果に関する報告の対象となる定期監査及び行政監査の対象部局等は、次のとおりである。

(1) 市立保育所

- ア 北口保育園
- イ 野村保育園
- ウ こべき保育園
- エ 千里ヶ丘保育園
- オ 上野保育園
- カ 安濃保育園

(2) 市立学校

ア 市立小学校

- (ア) 桃園小学校
- (イ) 戸木小学校
- (ウ) 一志東小学校
- (エ) 一志西小学校
- (オ) 川口小学校
- (カ) 倭小学校
- (キ) 八ツ山小学校
- (ク) 美杉小学校

イ 市立中学校

久居中学校

ウ 市立幼稚園

- (ア) 巽ヶ丘幼稚園
- (イ) 桃園幼稚園
- (ウ) 戸木幼稚園
- (エ) 千里ヶ丘幼稚園
- (オ) 川合幼稚園

2 地方自治法第199条第5項に基づく監査（以下「随時監査」という。）

随時監査の対象及び対象部局は、次のとおりである。

(1) 修繕監査

- ア 水道局
- イ 下水道局
- (2) 工事監査
 - ア 平成29年度営文振補継第52号(仮称)津市久居ホール建築工事(工事場所:久居東鷹跡町地内 所管部局:スポーツ文化振興部文化振興課、建設部営繕課)
 - イ 平成30年度下建公補継第1号半田川田第1雨水幹線築造工事(工事場所:半田地内 所管部局:下水道局下水道建設課)
- 3 地方自治法第199条第7項に基づく監査(以下「財政援助団体等監査」という。)
 - 財政援助団体等監査の対象としたのは、次のとおりである。
 - (1) 財政援助団体の監査
 - ア (人と絆)チャリティーライブ実行委員会(財政援助の内容:地域かがやきプログラム事業(「地域と人と絆づくり」イベント事業)補助金の交付 所管部局:市民部地域連携課)
 - イ 大門いこにこ広場実行委員会(財政援助の内容:地域子育て支援拠点事業補助金の交付 所管部局:健康福祉部子育て推進課)
 - ウ 津市母子父子寡婦福祉会(財政援助の内容:母子父子寡婦福祉会運営補助金の交付 所管部局:健康福祉部こども支援課)
 - エ ビーチバレーin御殿場実行委員会(財政援助の内容:ビーチバレーin御殿場事業補助金の交付 所管部局:商工観光部観光振興課)
 - オ 白塚おさかなまつり実行委員会(財政援助の内容:水産業活性化事業補助金の交付 所管部局:農林水産部水産振興室)
 - カ 榊原未来会議(財政援助の内容:地域かがやきプログラム事業(心温まる交流空間創出事業)補助金、地域活性化事業負担金及び地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業補助金の交付 所管部局:久居総合支所地域振興課)
 - キ 公益財団法人津市社会教育振興会(財政援助の内容:津市社会教育振興会補助金の交付 所管部局:教育委員会事務局生涯学習課)
 - (2) 出資団体の監査
 - ア 津市土地開発公社(所管部局:政策財務部財産管理課)
 - イ 株式会社津センターパレス(所管部局:商工観光部商業振興労政

課)

ウ 公益財団法人津市社会教育振興会（所管部局：教育委員会事務局生涯学習課）

(3) 指定管理者の監査

ア 新三商事株式会社津営業所（対象施設：道の駅津かわげ 所管部局：河芸総合支所地域振興課）

イ 美杉高齢者婦人センター管理運営協議会（対象施設：津市美杉高齢者婦人センター「しゃくなげ会館」 所管部局：美杉総合支所地域振興課）

ウ ヒストリーパーク塚原管理運営協議会（対象施設：津市ヒストリーパーク塚原 所管部局：美杉総合支所地域振興課）

第2 監査の対象年度及び事項

監査の対象年度及び事項は、次のとおりである。

1 定期監査及び行政監査

市立保育所及び市立学校については、原則として平成30年度の財務及び事務の執行を対象とした。

2 随時監査

水道局及び下水道局における平成30年度の施設修繕に係る財務及び事務の執行並びに監査対象工事に係る財務の執行を対象とした。

3 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

主に平成27年度から平成29年度までの市の財政援助に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

(2) 出資団体の監査

主に平成27年度から平成29年度までの出資団体における出納その他の事務の執行を対象とした。

(3) 指定管理者の監査

主に平成27年度から平成29年度までの指定管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

第3 監査委員の除斥

平成28年4月1日から平成30年2月20日までの間において建設部

長、平成28年4月1日から平成30年2月20日までの間において津市土地開発公社理事の職にあった監査委員の大西直彦について、地方自治法第199条の2の規定により、平成29年度営文振補継第52号（仮称）津市久居ホール建築工事における随時監査及び津市土地開発公社の当該期間における財務及び事務の監査については除斥した。

第4 監査の期間

監査の期間は、平成31年4月8日から令和元年8月13日までである。

第5 監査の方法

監査の方法は、監査の種別ごとに主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

また、随時監査にあつては、所管部局から提出を受けた資料のほか、設計方針、積算、契約、施工計画、施工管理、出来形等の関係書類を調査するとともに、現地調査を実施し、所管部局の職員及び工事請負業者に説明を求めた。

なお、工事技術調査業務を協同組合総合技術士連合に委託し、その調査報告書を参考とした。

1 定期監査及び行政監査

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- (3) 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (5) 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- (6) 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

2 随時監査

(1) 修繕監査

- ア 修繕の内容及び工期は、適切に設定されているか。
- イ 予定価格は、適正に定められているか。
- ウ 入札方法は、法令等の規定に基づき、適正に執行されているか。
- エ 契約関係書類は、適切に管理されているか。
- オ 立会い、検収及び検査は、適切に行われているか。

(2) 工事監査

- ア 仕様書、図面及び設計図書は、適切に作成されているか。
- イ 積算の数量及び金額は、正確で、算出根拠は、明確となっているか。
- ウ 施工計画は、適切に作成され、工程管理は、適切に行われているか。
- エ 各種検査、材料試験等は、適切に行われ、記録は整備・記帳されているか。
- オ 現場の安全管理及び現場周辺への安全対策は、適切に行われているか。

3 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

ア 財政援助団体関係

- (ア) 補助金等交付対象事業は、事業計画、補助金等の交付条件に従って実施されているか。
- (イ) 補助金等に係る会計処理及び精算は、適正に行われているか。
- (ウ) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

- (ア) 補助金等充当経費の内容確認、交付条件の履行確認及び補助効果の検証は、適正に行われているか。
- (イ) 補助金等の額は、経済的に妥当なものとなっているか。

(2) 出資団体の監査

ア 出資団体関係

- (ア) 経営成績及び財政状態は良好か。
- (イ) 会計処理及び財産管理は、適正に行われているか。
- (ウ) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

出資団体の経営成績等を十分に把握し、必要に応じて、出資者として適正に権利を行使しているか。

(3) 指定管理者の監査

ア 指定管理者関係

- (ア) 指定管理は、条例、協定書等の規定に基づき、適正かつ効率的に行われているか。

(4) 指定管理に係る会計処理及び財産管理は、適正に行われているか。

イ 所管部局関係

(7) 指定管理者の指定は、適正かつ公正に行われているか。

(4) 指定管理者に対し適時に報告を求め、必要に応じて、調査し、又は指示を行っているか。

第6 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 随時監査

(1) 水道局

安芸事業所

現場代理人及び主任技術者の届出等の契約関係書類が、契約書で定められたとおりに取り扱われていない事例や、津市契約規則第11条に規定する予定価格が定められていないなど、基本的な事務の怠りが多数見受けられた。

また、5万円未満の契約を除いて、全て地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」を適用した1者の随意契約によるもので、全て同一業者との契約であった。緊急随契の理由や業者選定の理由の中で、透明性、客観性の説明責任が果たせるよう努められたい。

(2) 下水道局

ア 下水道建設課

芸濃町椋本地内のマンホール蓋修繕2件及び渋見町地内の下水道管修繕2件について、津市契約規則第9条第6号に定める予定価格が50万円以内の場合に締結することができる随意契約により分割して発注していたが、これらの修繕の内容及び工期を考慮すると、

一括して発注することができなかつたとはいいい難いものと考えため、予算の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、修繕の契約方法を見直されたい。

また、確認した修繕の契約の全てにおいて、予定価格が定められておらず、そもそも予定価格が定められていないと、随意契約によることができるかの判断や、落札者と決定することができるかの判断ができないため、予定価格を定めたいうえで適正な契約事務を執行されたい。

イ 下水道施設課

伊倉津町地内の遊水池修繕 2 件及び白塚町地内の排水機場除塵機修繕 2 件について、津市契約規則第 9 条第 6 号に定める予定価格が 50 万円以内の場合に締結することができる随意契約により分割して発注していた。なかでも伊倉津町地内の遊水池修繕については、本年 2 月、分割発注を指摘した津南工事事務所における伊倉津町地内の水路修繕と同一箇所であり、部局をまたぎ 4 件の修繕として分割して発注をしていたことになり、極めて不適切な予算の執行と言わざるを得ない。今後、このような不適切な予算の執行をすることなく競争入札により修繕を実施されたい。

2 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

ア 榊原未来会議（所管部局：久居総合支所地域振興課）

財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(7) 財政援助の概要（注）

財政援助の内容	地域かがやきプログラム事業補助金の交付	
交付目的	特色ある地域振興事業として、観光事業の振興を図り、地域の観光振興・商工業の発展に寄与するため	
交付率	100%	
交付対象経費	事業費及び事務費	
交付額	平成 27 年度	500,000 円
	平成 28 年度	500,000 円
	平成 29 年度	500,000 円

(注) 財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

(1) 指摘事項

心温まる交流空間創出事業補助金について、材料費、保険料と明記してイベント参加料を徴収していたにもかかわらず、材料費及び保険料の支出にも当該補助金が充当されていたことから、所管部局は同会議に対し、補助金の充当が適正に履行されるよう指導されたい。

イ 榊原未来会議（所管部局：久居総合支所地域振興課）

(7) 財政援助の概要（注）

財政援助の内容	平成29年度地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業助成金の交付	
交付目的	平成28年度、地方創生加速化交付金を活用し取り組んだ、地域の伝統芸能の復活や自然を活かしたニューツーリズムの実施などの事業を着実に継続発展させ、自立運営できる仕組みを作るため	
交付率	100%	
交付対象経費	事業費	
交付額	平成29年度	608,000円

(注) 財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

(1) 指摘事項

平成29年度地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業助成金について、その支払対象業務が依頼先から同会議への助言、提案及びサポート事項であるにもかかわらず、全45回開催された会議等に係る議事録、助言・提案内容の記録簿、メモ等が作成されていない。

このことは、平成28年度に国予算を活用し取り組んだ榊原地域において地域活動団体等が協力して活動し始めた事業を着実に継続発展させ、自立運営できる仕組みを作るための有効な事業になっているか疑問である。

所管部局においては、当該補助金の執行内容を精査し、問題等

を指摘すべきであったと考えるため、地域振興の費用として事業費が一過性のものにならないよう、将来にも有効に引き継がれるよう、また、事業費が生きるよう指導監督されたい。

ウ 公益財団法人津市社会教育振興会（所管部局：教育委員会事務局生涯学習課）

(7) 財政援助の概要（注）

財政援助の内容	津市社会教育振興会事業補助金の交付	
交付目的	広域にわたって社会教育活動を行っている団体の健全な育成を図り、社会教育の振興に資するため	
交付率	100%	
交付対象経費	事業費及び事務費	
交付額	平成27年度	31,380,000円
	平成28年度	31,018,000円
	平成29年度	30,666,000円

（注）財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

(1) 指摘事項

津市社会教育振興会事業補助金について、自動車重量税に対して当該補助金が充当されているが、一般的に租税公課や積立金等は補助対象経費としておらず、補助対象経費の範囲が不明確となっている。所管部局は、補助金交付の説明責任が果たせるよう補助対象経費の範囲について整理されたい。

また、退職給付引当金について、本来国家公務員退職手当法に定める額を積み立てるべきところ、退職金推計額を基に定年までの年数で均等割りをした概算額を積み立てていたことから、所管部局は、国家公務員退職手当法に基づく適正な額を積み立てるよう指導されたい。

(2) 指定管理者の監査

ア 美杉高齢者婦人センター管理運営協議会（所管部局：美杉総合支所地域振興課）

指定管理の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(7) 指定管理の概要（注）

施設 の 名 称	津市美杉高齢者婦人センター「しゃくなげ会館」
施設 の 設 置 目 的	産業の振興、社会教育及び生活改善の推進、保健福祉の増進並びにレクリエーション活動の健全なる育成等を図るため
指 定 管 理 者	美杉高齢者婦人センター管理運営協議会
主 な 指 定 管 理 業 務 の 内 容	施設の使用許可、施設・設備器具等の維持管理及びその他市長が必要と認める業務

(注) 指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

(イ) 指摘事項

指定管理者基本協定書における指定管理者仕様書によると、委託料の支払いについては、年度協定締結後、当該年度分の委託料を4月末日までに指定管理者の請求により支払うこととなっているが、平成27年度は6月9日、平成28年度は7月28日、平成29年度は5月9日に指定管理者口座に入金されており、いずれの年度も4月末日までに委託料の支払いがなされていなかった。

委託料の支払いが遅れると、指定管理者の業務運営にも影響が出てくることから、所管部局においては、今後、このようなことがないよう適正な支払事務を行われたい。

イ ヒストリーパーク塚原管理運営協議会（所管部局：美杉総合支所地域振興課）

指定管理の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 指定管理の概要（注）

施設 の 名 称	津市ヒストリーパーク塚原
施設 の 設 置 目 的	本市の自然環境資源等を活用することにより、都市との交流を深めながら地域の活性化を図り、もって地域の振興に資するため
指 定 管 理 者	ヒストリーパーク塚原管理運営協議会
主 な 指 定 管 理 業 務 の 内 容	施設の使用の許可、利用料金の徴収・減免・還付、施設・設備器具等の維持管理及びその他市長が必要と認める業務

(注) 指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたも

のである。

(1) 指摘事項

施設の使用区分について、津市ヒストリーパーク塚原の設置及び管理に関する条例ではオートキャンプサイトはAサイトとBサイトの区分となっているが、実際の施設にはA、B、Cの3つのサイトがあり、実態に即さない表記となっていることから、所管部局にあつては、指定管理者と十分に協議を行い所要の措置を講じられたい。